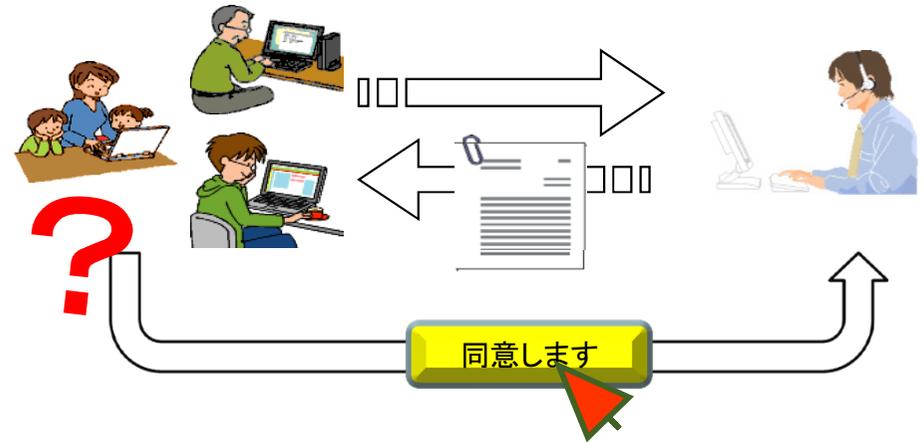


約款(定型約款)に関する規定の新設

約款とは・・・

大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のために作成された定型的な内容の取引条項

例えば、鉄道やバスの運送約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、インターネットサイトの利用規約など、多様な取引で広範に活用されている。



現状

- 現代社会においては、大量の取引を迅速に行うため、詳細で画一的な取引条件等を定めた約款を用いることが必要不可欠だが、民法には約款に関する規定がない。

→ 解釈によって対応せざるを得ないが、いまだ確立した解釈もないため、法的に不安定

問題の所在

- 民法の原則によれば契約の当事者は契約の内容を認識しなければ契約に拘束されないが、約款を用いた取引をする多くの顧客は約款に記載された個別の条項を認識していないのが通常

→ どのような場合に個別の条項が契約内容となるのか不明確

- 民法の原則によれば、契約の内容を事後的に変更するには、個別に相手方の承諾を得ることが必要だが、承諾を得られないこともあり得る。

約款中に「この約款は当社の都合で変更することがあります。」との条項を設ける実務もあるが、その有効性については見解が分かれている。

→ **契約内容の画一性を維持することができないと、取引の安定性を阻害**

約款に関する規定を新設

約款(定型約款)に関する規定の新設

新設規定の対象となる約款(定型約款)の定義

問題の所在

- 「約款」という用語は、現在も企業の契約実務や学界において広く用いられている。

もともと、その意味についての理解は千差万別



約款に関する規定を新設するに当たり、改正の趣旨を踏まえた定義等が必要

大量取引が行われるケースにおいて取引の安定等を図る観点から新たなルールを設けるのは、約款によって画一的な取引をすることが事業者側・顧客側双方にとって合理的であると客観的に評価することができる場合に限定する必要がある。

改正法の内容 【新 § 548-2 I】

・ 対象とする約款(定型約款)の定義

- ① ある特定の者が不特定多数の者を相手方とする取引で、
- ② 内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「**定型取引**」と定義した上、この定型取引において、
- ③ 契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体

・ 「定型約款」という名称

従来の様々あった「約款」概念と切り離して、規律の対象を抽出したことを明らかにするための名称

【該当】 鉄道・バスの運送約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、インターネットサイトの利用規約 等

【非該当】 一般的な事業者間取引で用いられる一方当事者の準備した契約書のひな型、労働契約のひな形 等

約款(定型約款)に関する規定の新設

定型約款が契約内容となる要件

問題の所在

- 民法の原則によれば契約の当事者は契約の内容を認識しなければ契約に拘束されない。
 - 「定型約款」については、細部まで読んでいなくても、その内容を契約内容とする旨の合意があるのであれば、顧客を契約に拘束しても不都合は少ない。
 - ・ 明示の合意がない場合であっても、定型約款を契約内容とする旨が顧客に「表示」された状態で取引行為が行われているのであれば、同様に不都合は少ない。
- 顧客は定型約款の条項の細部まで読まないことが通常であるが、不当な条項が混入している場合もある。
 - 顧客の利益を一方的に害するような条項は契約内容とならないようにする余地を認めることが必要

改正法の内容【新 § 548-2】

・ 定型約款が契約の内容となるための要件(組入要件)

次の場合は、定型約款の条項の内容を相手方が認識していなくても合意したものとみなし、契約内容となることを明確化※

- ① 定型約款を契約の内容とする旨の合意があった場合
- ② (取引に際して)定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に「表示」していた場合※※

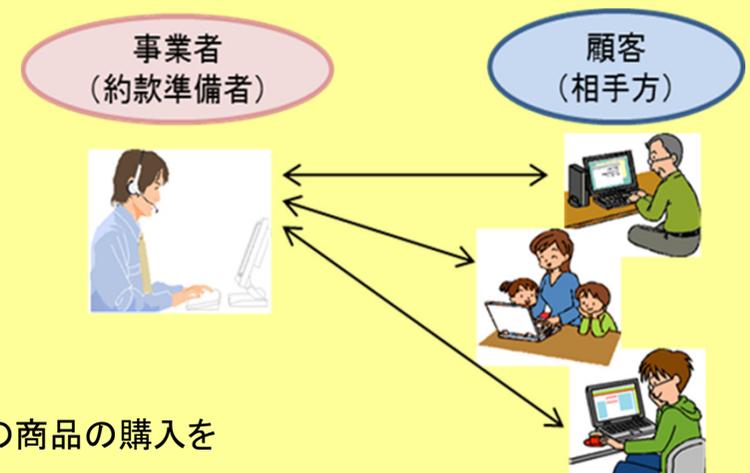
※※ ただし、相手方への「表示」が困難な取引類型(電車・バスの運送契約等)については、「公表」で足りる旨の特則が個別の業法に設けられている。

・ 契約の内容とすることが不適当な内容の契約条項(不当条項)の取扱い

(定型取引の特質に照らして)相手方の利益を一端的に害する契約条項であって信義則(民法1条2項)に反する内容の条項については、合意したとはみなさない(契約内容とならない)ことを明確化

(例) 売買契約において、本来の目的となっていた商品に加えて、想定外の別の商品の購入を義務付ける不当な(不意打ち的)抱合せ販売条項など

※ただし、定型取引を行う合意の前に相手方から定型約款の内容を示すよう請求があった場合に、定型約款準備者が正当な事由なくその請求を拒んだ場合には、定型約款の条項の内容は契約内容とならない。【新 § 548-3】



約款(定型約款)に関する規定の新設

定型約款の変更要件

問題の所在

- 長期にわたって継続する取引では、法令の変更や経済情勢・経営環境の変化に対応して、**定型約款の内容を事後的に変更する必要**が生ずる。

例) 保険法の制定(平成20年)に伴う保険約款の変更

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正(平成23年)に伴う預金規定の変更

電気料金値上げによる電気供給約款の変更

クレジットカードのポイント制度改定に関する約款の変更など

→ 民法の原則によれば、契約内容を事後的に変更するには、個別に相手方の承諾を得る必要があるが、多数の顧客と個別に変更についての合意をすることは困難

- 約款中に「この約款は当社の都合で変更することがあります。」などの条項を設ける実務もあるが、この条項が有効か否かは見解が分かれている。

実際に同意がなくとも変更を可能とする必要がある一方で、相手方(顧客)の利益保護の観点から、合理的な場合に限定する必要もある。

改正法の内容 【新 § 548-4 I】

次の場合には、定型約款準備者が一方的に定型約款を変更することにより、契約の内容を変更することが可能であることを明確化 (→ **既存の契約についても契約内容が変更**される。)

① 変更が相手方の一般の利益に適合する場合

又は

② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合

「その他の変更に係る事情」: 相手方に与える不利益の内容・程度、不利益の軽減措置の内容など